

# お知らせ



## 保育所

### 平成23年度 広野町保育所入所児童 申込み受付

- **受付期間と受付時間**  
平成23年度の広野町保育所入所児童の申込みを次の要領により受け付けます。  
平成22年11月1日～平成22年11月30日  
平日の午前8時30分～午後5時15分
- **受付場所**  
広野町保育所  
(広野町中央台一丁目8番地)
- **入所できる年齢と定員**  
平成17年4月2日から平成22年10月1日までに生まれた児童定員60人
- **保育時間**  
◆ **平常保育**  
月～金：午前8時～午後4時

## 総務グループ

### 悩み苦情は、まず相談 秋の行政相談週間

■ 無料・秘密厳守 ■

10月18日(月)から24日(日)の1週間は「秋の行政相談週間」です。総務省では、行政相談制度のより一層の利用促進のため、この期間中に全国一斉に各種行事を実施しています。広野町では、行政相談員が、自宅などで相談に応じるほか、後記日程で「行政相談所」を開催します。役所(国、県、町)やN.T.Tなどの特殊法人などの仕事に関して、

◆ **延長保育**  
土………午前8時～12時  
月～金………

◆ **保育所へ入所できる基準**  
保育所へ入所できる児童は、両親とも次の①～⑦いずれかの事情にある場合。ただし、①～⑥までの場合で家庭に親以外の保育者がいる場合は除きます。

- ① **【家庭外労働】**  
親が家庭の外で仕事をするのが通常であり、児童の保育ができない場合
- ② **【家庭内労働】**  
親が家庭で児童と離れて家事以外の仕事をすることが通常であり、児童の保育ができない場合
- ③ **【親のいない家庭】**  
死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- ④ **【母親の出産等】**  
母親が出産の前後、または病氣、負傷、心身に障害があり、児童の保育ができない場合
- ⑤ **【病人の看護等】**  
家庭に長期にわたる病人や、心身に障害を有する者がおり、親が常時その看護にあたっており、児童の保育ができない場合
- ⑥ **【母親の求職】**  
母親が求職中の場合(定員を超えているときには入所できない場合)

苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなど、お気軽にご相談ください。

◆ **広野町担当の行政相談員は**

**金子晴美**

下北迫字苗代替57-29  
☎27-3320

◆ **「行政相談所」開催**

日時 平成22年10月21日(木)  
午前10時～午後3時

場所 広野町老人福祉センター  
(広野町中央台一丁目4-1)

◆ **お気軽にご相談ください**

総務グループ  
☎27-2111

◆ **企画グループ**

広げよう！太陽光発電！  
平成22年度  
広野町住宅用新エネルギーシステム設置費用補助のご案内

広野町では、地球温暖化防止の観点から太陽光発電システム・太

## 幼稚園

### 平成23年度 広野幼稚園入園児募集

- ◆ **申込み期間・受付時間**  
平成22年11月1日～平成22年11月30日  
平日の午前8時30分～午後5時15分
- ◆ **申し込み方法**  
広野町教育委員会事務局または広野幼稚園に備え付けの『広野町立幼稚園入園許可申請書』による。
- ◆ **保育時間**  
月～金曜日………  
午前8時～午後1時45分
- ◆ **町民バス(通園用)を利用する**  
ときは併せて申し込みをしてください。
- ◆ **預かり保育を利用するときも併せて申し込みをしてください。**
- ◆ **親が職業を持ち、家庭での保育が困難な場合など。**
- ◆ **預かり保育時間**  
月～金曜日………  
午前7時30分～午前8時

## 児童館

### 平成23年度 広野町児童館児童 申込み受付

- ◆ **入館対象児童**  
小学1年生～5年生まで
- ◆ **受付期間**  
平成22年11月1日～平成22年11月30日まで
- ◆ **募集定員**  
登録児童 約1000人
- ◆ **入館申込み用紙および提出先**  
広野町児童館  
(広野町中央台一丁目6番地)
- ◆ **入館基準**  
【登録児童】  
入館申し込みが必要です。入館対象児童で昼間家庭に保護者がおらず、年間を通して児童館を利用する児童。  
次の費用負担(月額)があります。  
● 児童館使用料………5200円  
● 保護者会費………3000円  
● おやつ代………2,000円



陽熱高度利用システム・太陽熱温水器システムをこれから設置する方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

- **対象者**  
以下の要件を満たす方
  - ① 町内の住宅(店舗などの併用住宅を含む)にシステムを設置する方。または、町内のシステムつき住宅を購入する方
  - ② 町税を滞納していない方
  - ③ 以前に同一システムで補助金交付を受けていない方
  - **補助金額**
  - ◆ **太陽光発電システム**  
出力1kwあたり6万円  
(最大4kwまで、上限が24万円)
  - ◆ **太陽熱高度利用システム**  
1台あたりの設置費用に100分の10を乗じた額(上限が6万円)
  - ◆ **太陽熱利用温水器システム**  
1台あたりの設置費用に100分の20を乗じた額(上限が3万円)
- ※なお、太陽光発電は国の補助金との併用も可能です。

## 広洋台宅地分譲について

広野町では広洋台宅地分譲区画を下記のとおり分割して販売いたします。分譲を希望する方は、広野町役場企画グループまでお問い合わせください。

区画・地積	地目	価格
広洋台二丁目1番7	宅地	5,531,000円
広洋台二丁目1番65	宅地	5,743,000円



◆ **お問い合わせ先**  
企画グループ ☎27-2114(直通)

- ◆ **申請について**  
システムの取り付けが決まった後、工事着手前に申請が必要です。
  - ◆ **申請に必要なもの**
  - ① システム設置費補助金交付申請書(※1)
  - ② システムを設置する場所がわかる地図
  - ③ 工事着手前の写真
  - ④ 見積書の写し
  - ⑤ システムのパンフレット
  - ⑥ 納税証明書(※2)
- (※1・2につきましては、様式があります。)
- ◆ **企画グループ**  
☎27-2114